

NTT東日本・西日本提出資料

光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会（第6回）資料

各論点に関する当社の考え方

平成17年7月28日

NTT東日本 NTT西日本

•論点1 添架ポイント

- ◆新たな6.1mポイントにおける電柱側面への直接添架について P.2

•論点2 電柱添架申請等の同等性

- ◆電柱添架申請と柱上接続手続きについて P.3
- ◆敷設の都度の手続きを「通知」とする設備について P.4

•論点5 その他

- ◆電柱情報の開示について P.5
- ◆トライアルの実施にあたって P.6

新たな6.1mポイントにおいて引込線を電柱側面に単独添架することについての当社の考え方は、今までの検討会において申し上げておりますとおり、以下のとおりです。

従って、他事業者様をご希望の添架方法が、新たな6.1mポイントにおいて引込線を電柱側面に直接添架する方法であれば、検証環境における実地検証等による、当社現用設備への影響の見極めも必要であると考えております。

なお、他事業者様より引込線の引き留めに当社設備を利用したいとのご要望を頂いておりますが、事業者間の設備は可能な限り相互に疎であった方が手続き面での簡素化や工事・保守面での効率化が図られるため、可能な限り、自前で敷設した吊り線を利用すべきものと考えております。

- 新たな6.1mポイントにおける添架については、離隔確保の観点からは突き出し金物を設置しての添架が望ましいと考えますが、電柱の側面に直接添架する場合であっても、基本的には、添架に係る関係法令（道路法、有線電気通信設備令等）や各電柱保有者が定める技術基準を遵守し、責任をもって工事を実施していただければ、添架を可能とする考えです。

- なお、6.1mポイントにおける電柱側面への直接添架については、関連法令等において事業者間調整が必要とされている近接設置となることから、机上検討に加え、検証環境における実地検証等による、当社現用設備への影響の見極めが必要と考えます。

（検証に必要な期間、費用については検証する内容により異なります）

当社の加入者光ファイバ（分岐端末回線を含む）と他事業者様が新規に敷設する設備を柱上で接続する際には、電柱添架申請に加えて、

- ・他事業者様が自前でスプリッタを設置する場合には、当社の加入者光ファイバの接続申込みが、
- ・他事業者様が当社のスプリッタをご利用になる場合には、当社のシェアドアクセスの接続申込みが、それぞれ必要となります。

これらの申込みに関する手続きのフローを検討するにあたっては、電柱の添架申請先が電力会社様、接続申込み先がNTTというようにそれぞれの申込み先が異なる場合も考慮する必要があると考えておりますが、詳細につきましては、今後の事業者間協議の中で検討させていただきたいと考えております。

電柱の安全確保の観点から、電柱に設備を添架する場合には強度確認等の手続きが必要となりますが、他事業者様からの引込線についての添架手続きの簡素化要望を踏まえ、お客様からの申込みの都度敷設が必要であり、電柱強度への影響が軽微である単芯の引込線に限り、事前に強度確認をまとめて行うことにより、敷設の都度は「通知」とする簡素化を検討することとしたものです。

この度、他事業者様より「少芯ケーブルについても通知での添架を要望」との意見を頂きましたが、以下の理由から、事前に強度確認をまとめて行い、敷設の都度は「通知」とする簡素化については、「単芯の引込線のみ」とさせていただきたいと考えております。

- ① 吊り線、少芯ケーブル等については、予め計画的に敷設することが可能であり、単芯の引込線のように、お客様からの申込みの都度でなければ敷設できないものではないと考えられること。
- ② 既設設備の有効かつ公平利用の観点からも、電柱リソースを予約するスキームを適用する設備の範囲は、最小限とすべきであると考えられること。

なお、他事業者様からは、かねてより「NTTと同等の条件で添架を行いたい」とのご要望を頂いているところであり、ご要望の少芯ケーブルについては、当社であっても電力会社様に申請を行って添架しているものであり、通知のみでの添架は行っていないことから、少芯ケーブルの添架にあたっては、申請をしていただきたいと考えております。

前回の検討会において申し上げましたとおり、当社が保有する電柱に係る電柱情報の開示については、その目的を明確にし、用途を限定した上で、電柱添架申請書の記入上必要となる情報※について、有償（ビジネスベース）にて提供させていただく考えです。

つきましては、まずは、他事業者様が効率化されたいとお考えの業務の内容等をご確認させていただいた上で、提供料金等の詳細については個別具体的に検討させていただきたいと考えております。

※ 提供のご要望があった時点において当社が把握・管理しているデータとなります。

- トライアルが開始されるまでの間において、「具体的な添架方法についての技術的な協議および実地検証等による弊社設備への影響の確認」、並びに「具手的な手続き、契約方法」等、トライアルの実施にあたって必要となる事項については、関係事業者間（添架要望事業者様並びに電柱保有者）で相互に協力し検討すべきものと考えております。
- トライアルについては、全ての条件が整わなければ実施できないものではないと考えられることから、工法・手続きの確認等、準備ができたものから順次開始すれば良いものと考えます。また、トライアル期間中の見直しや関係事業者間での調整等を円滑に実施する観点から、必要に応じて、本検討会を開催していくことも有効と考えております。